



平成 25 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド ワ ン ゴ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 木 隆 司
(コード番号：3715東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレート本部長 小松 百合弥
(TEL. 03-3549-6300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 14 日の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 12 月 18 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことができるよう規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 12 月 18 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 12 月 19 日 (木)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(自己の株式の取得) <u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利) <u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (第2項削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第41条</u> 当社は、<u>剰余金の配当、自己の株式の取得に関する事項等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令による別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>(期末配当の基準日) 第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 (第2項新設) <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当) 第42条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>第21条の規定にかかわらず、平成24年12月19日開催の当社第16期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成26年開催の当社第18期定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>